

固定資産税の住宅の減額措置をご存じですか

税務課 内線265～268

(1)新築住宅に対する減額措置

新築された専用住宅または併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上のもの）で、居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下のものが対象です。

【減額の期間】

- ①中高層耐火建築物 新築後5年度分
- ②上記以外の一般住宅 新築後3年度分

【減額される税額】

対象住宅に係る固定資産税から2分の1を減額（1戸あたり120㎡相当分まで）

(2)住宅の耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修を完了した住宅が対象となり、改修費用が30万円以上であることが必要です。

【減額の期間】

改修完了が平成18年1月1日から平成21年12月31日までのもの	3年度分
改修完了が平成22年1月1日から平成24年12月31日までのもの	2年度分
改修完了が平成25年1月1日から平成27年12月31日までのもの	1年度分

【減額される税額】

対象住宅に係る固定資産税から2分の1を減額（1戸あたり120㎡相当分まで、1回限りの適用）
※(1)、(3)、(4)とは同時に適用されません。

(3)住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年1月1日に存在する住宅（賃貸住宅を除く。）で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を完了し、次のいずれかに該当する方が居住している住宅が対象となり、改修費用が補助金を除き30万円以上であることが必要です。

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障がい者の方

【減額される税額】

対象住宅に係る翌年度の固定資産税から3分の1を減額（1戸あたり100㎡相当分まで、1回限りの適用）

(4)住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成20年1月1日に存在する住宅（賃貸住宅を除く。）で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅が対象となり、改修費用が30万円以上であることが必要です。

【減額される税額】

対象住宅に係る翌年度の固定資産税から3分の1を減額（1戸あたり120㎡相当分まで、1回限りの適用）

(5)長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準に基づき認定を受け、平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅で、一定の要件を満たすものが対象です。

【減額の期間】

- ①中高層耐火建築物 新築後7年度分
- ②上記以外の一般住宅 新築後5年度分

【減額される税額】

対象住宅に係る固定資産税から2分の1を減額（1戸あたり120㎡相当分まで）
※(1)新築住宅に対する減額措置に代えて適用することになります。

※(5)は新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに、(2)～(4)は改修後3か月以内に所定の証明書類等を添付し町へ申告してください。

申告期限を過ぎている場合や期限内に申告できない場合はご相談ください。

※(3)と(4)は同時に行った場合、それぞれ減額されますが、(1)、(2)、(5)とは同時に適用されません。

